

第57号

申10号

発行日
2019. 2. 14

Super
Highway

スーパーハイウェイ

JR東労組バス関東本部

発行責任者：遠山真一郎
編集責任者：大枝隆寿
東京都渋谷区代々木2-2-6
JR新宿ビル13F
Tel.03-3375-5045 (NTT)



「ドライブレコーダーの取り扱いに 関する再申し入れ」おこなう！

JRバス関東本部は、重大事故が相次ぐバス業界において安全風土の再確立をJRバス関東会社が最先頭で担っていくために職場での原因究明委員会を通じた再発防止の議論を高めてきました。昨年は運転阻害がここ数年と比較して急増しており、一つひとつの事象を様々な視点で分析していくことが必要不可欠です。この間、事故等の客観的分析と原因究明、安全運転に関する指導教育に活用するという目的を労使の共通認識としながら、ドライブレコーダーの新規導入時、また機種の変更時や車内カメラの増設にあたり運用方法やデータの取扱いを中心に6回の申し入れを行い、その都度職場の声をもとに団体交渉で議論を積み重ねてきました。

昨年会社は国土交通省の通達に基づく「車内カメラを用いた指導・監督」をベースに、ドライブレコーダーの機種取替として通新型の最新機器の導入を開始しました。団体交渉では従来の議事録確認を基本としつつ、画像データを取り扱う者の拡大、また車内カメラの画像を確認する事象に「乗務員の指導教育に使用する場合」を加えた中、取り扱いの認識を再度一致させてきました。しかし一部の職場では現在も乗務員本人に未確認の段階でデータを閲覧したり、指導教育の域を超えた取り扱い方がされており、本来の目的である事故の原因究明や再発防止よりも社員監視や労務管理に重きが置いた使用方法が散見されています。管理者と乗務員の信頼関係は安全運行の要であり、福知山線脱線事故の背後要因とされた責任追及的な指導と懲罰は真の対策に決して繋がりません。したがってドライブレコーダーの有効性を高め、曖昧となっている取り扱いルールを再確認したうえで全社員に徹底するため、申し入れを行いました。

1. 運転士カメラを含むドライブレコーダーの画像について、ドライブレコーダー取扱規定および「個人情報としての側面にも配慮しながら、乗務員本人に使用する旨の理解を求め慎重に取り扱う」議事録確認に基づき取り扱うこと。
2. 事故や苦情等があった場合は、乗務員本人への聞き取り調査を行ったうえでドライブレコーダーの画像データを確認すること。
3. 運転士カメラはステップ付近での車内事故・トラブル等の事象を包含し、かつ乗務員の意識が散漫にならない観点から車内ミラーに取り付けること。
4. デジタルドライブレコーダーのデータを無作為に閲覧した指導・教育は行わないこと。
5. 従来の携帯電話を基本とした連絡体制の見直しとして設置されたIP無線の使用方法について明らかにし、全社員に説明を行うこと。

ドライブレコーダーの普及に専門的に取り組む酒井先生からのアドバイス
「事故の背景にある原因に踏み込まないと事故は減少しない」
「ドライブレコーダーの有効的な取り扱い方の議論を高めていくべき」

